

様式1

工 事 成 績 採 点 表

検査日 令和 年 月 日
課 名

年度	案件登録番号	工事名											契約金額(最終)					円																							
受注者名		工 期		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日											完工年月日		令和 年 月 日																								
考 査 項 目		監督員					管理職員					検査員 (部分引渡)					検査員 (完 成)																								
		氏名					氏名					氏名					氏名																								
項 目	細 別	a	b	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e	a	a'	b	b'	c	d	e														
1.施工体制	I 施工体制一般 ※10	1	0.5	0	-5.0	-10																																			
	II 配置技術者 ※10	3.0	1.5	0	-5.0	-10																																			
2.施工状況	I 施工管理 ※10	4.0	2.0	0	-5.0	-10								5.0		2.5		0	-7.5	-15	5.0		2.5		0	-7.5	-15														
	II 工程管理	4.0	2.0	0	-5.0	-10	2.0		1.0		0	-7.5	-15																												
	III 安全対策	5.0	2.5	0	-5.0	-10	3.0		1.5		0	-7.5	-15																												
	IV 対外関係	2.0	1.0	0	-2.5	-5.0																																			
3.出来形 及び 出来ばえ	I 出来形	4.0	2.0	0	-2.5	-5.0								10	7.5	5.0	2.5	0	-10	-20	10	7.5	5.0	2.5	0	-10	-20														
	II 品質	5.0	2.5	0	-2.5	-5.0								15	12	7.5	4.0	0	-12.5	-25	15	12	7.5	4.0	0	-12.5	-25														
	III 出来ばえ													5.0		2.5		0	-5.0		5.0		2.5		0	-5.0															
4.工事特性	I 施工条件への対応※2						(20~0)																																		
5.創意工夫	I 創意工夫※3	(7~0)																																							
6.社会性等	I 地域への貢献度※4						10	7.5	5.0	2.5	0																														
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点					±					点					±					点																			
評定点(65±加減点合計)※1		①					点					②					点					③					点					④					点				
7. 評定点計		_____点					○部分引渡検査があった場合 : ○部分引渡検査がなかった場合 (① 点×0.4 + ② 点×0.2 + ④ 点×0.4 = 点)																																		
8. 法令遵守等※7							—					点																													
9. 総合評価方式等※8							—					点																													
10. 評定点合計※9		_____点					(7. 評定点計 点 - 8. 法令遵守等 点 - 9. 総合評価方式等 点 = 点)																																		
所 見 ※5		(監督員)					(管理職員)					(検査員)																													

※1 評定点 = 65点 ± 加減点合計(1+2+3+4+5+6)

各評定点 (①~④)は小数第1位まで記入する。

※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。評価に際しては、監督員からの報告を受けて管理職員が評価するものとする。

※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評定内容があった場合に評価する項目である。

※4 社会性等の評価では、地域への貢献度の観点から加点評価のみとする。また、法令遵守等は、減点評価のみとする。

※5 所見は必ず記載する。

※6 各考査項目ごとの採点は、監督員は別紙 1-1~1-9、管理職員は別紙 2-1~2-6、検査員は別紙 3-1~3-49によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員、管理職員が記入する。

※7 法令遵守等の評価(減点)は、管理職員が行う。

※8 総合評価方式等の評価(減点)は、管理職員が行う。

※9 評定点合計は、四捨五入により整数とする。

※10 低入札価格調査制度の調査基準価格を下回って落札した工事については、a・bの評価は行わない。(平成29年4月1日以降に公告又は指名通知を行う工事に適用する。)